

下呂商工会だより



令和6年6月吉日（水無月）

発行：下呂商工会
TEL：0576-25-5522
✉：gerosho@ccn.aitai.ne.jp
下呂市森 801-10

全議案可決承認！いよいよ本格稼働！ 令和6年度下呂商工会通常総代会

去る5月23日（木）、山形屋において「令和6年度下呂商工会通常総代会」を開催しました。

熊崎久士（有限会社斐太企画工房）議長により、スムーズな議事の進行が行われ、提出しました4つの議案すべてが無事可決承認されました。



いよいよ本格的にスタートする令和6年度の事業計画のポイントを簡単にご紹介します。

☆令和6年度の事業計画のポイント

- 組織強化と自己財源確保対策の実施
 - ・「ホットプレス」や「商工会だより」を発行し非会員並びに住民に対して広く周知します。
 - ・共済推進活動を推進します。
- 経営改善普及事業の実施
 - ・地域の経済動向と需要動向と活用
 - ・事業計画策定支援による小規模事業者の経営力強化
 - ・創業と事業承継支援による地域経済の維持
 - ・地域の強みを活かした新たな事業展開と販路開拓支援
- 地域振興事業の実施
 - ・商品券発行事務組合の地域内消費推進事業の実施
 - ・地域活性化事業や街歩きクーポン事業の実施
 - ・下呂温泉まつり下呂おどり事業の実施
 - ・「げろぐるホームページ」を活用した地域情報の発信
 - ・G ランチ G グルメ G スイーツの実施
 - ・街角イルミネーションの実施

○下呂市内5商工会と連携した事業者支援活動の強化
また今回の総会においては、任期満了に伴う役員改選も行われ、役員体制も変わりました。これまで、商工会役員としてご尽力いただき、今回退任されました方に対し、心よりお礼申し上げます。

下記に、今回の総会で選任されました役員をご紹介します。

職名	氏名	事業所名
会長	中川正之	株式会社 ハウテック
副会長	井上一徳	有限会社 下呂ひごや
副会長	瀧 康洋	株式会社 水明館
監事	中島政彦	株式会社 正直屋
監事	野村 勝	株式会社 小川屋
商業部会理事	前野 智	株式会社 マエノ
商業部会理事	中嶋 真	有限会社 全快堂
商業部会理事	二村康臣	幸月本家
工業部会理事	間所拓也	ヒダラシ株式会社

工業部会理事	北野勝広	有限会社 下呂特産加工
建設部会理事	裁 昭人	裁 建築
建設部会理事	松田秀弘	曙開発 株式会社
建設部会理事	田口 剛	株式会社 ナンピ
建設部会理事	梅田桂司	梅田組 株式会社
サービス部会理事	齋藤直志	下呂モータース 株式会社
サービス部会理事	古田喜久雄	税理士法人アルカディア
サービス部会理事	三尾真理子	有限会社 ヒロコ美容室
観光部会理事	神田哲夫	有限会社 木曾
観光部会理事	伊佐地喜徳	有限会社 いさぢ
観光部会理事	山川修平	有限会社 ヤマカワ
観光部会理事	千田良典	飛騨総合案内ジョイツアーズ(有)
観光部会理事	熊崎平一郎	望川館 株式会社
下呂支部理事	千田友倫	有限会社 せんだ生花店
竹原支部理事	河村直樹	河瀬屋
上原・中原支部理事	今井嘉聡	株式会社 上々工機
青年部理事	一木伸太郎	丸共建設 株式会社
女性部理事	今井美佐子	今井設備工業 株式会社

以上27名

令和2年以降の新型コロナウイルス感染症、豪雨による被害など、厳しい状況を乗り切ってくる中、物価高騰等、まだまだ厳しい経営環境の中で、令和6年度においても、会員の皆さまの不安感を拭えるよう、役職員一丸となって相談体制の充実を図ってまいりますのでよろしくお願いいたします。

商工会では商工業者や地域の発展のために、いろいろな事業を行っているんだね。



令和6年分所得税の定額減税

令和6年4月1日に施行された「令和6年度税制改正法」において、令和6年分所得税について定額減税が実施されることになりました。

【所得税の減税】

本人3万円、同一生計配偶者及び扶養家族1人につき3万円
※扶養家族の人数については「給与所得者の不要控除等（異動）申告書」にてご確認ください。

◇事業所得者

予定納税がある場合は令和6年7月の第一期から減税（引ききれない場合は令和6年11月の第二期も継続）予定納税がない場合は確定申告時に減税。

◇給与所得者

令和6年6月徴収分より、合計3万円を徴収額から減税（6月分で引ききれない場合は7月以降も継続）

各事業所において、従業員（専従者含む）を雇用されている場合、その給与等を支払う際に、源泉徴収税額から定額減税額を控除する方法で行うこととなります。

令和6年6月1日以後に支払う給与・賞与に対する源泉徴収税額から、その時点での定額減税額を控除する事務をしなければなりませんのでご注意ください。

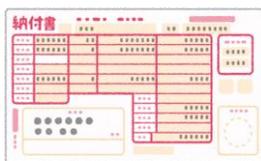
詳細については、国税庁ホームページの「定額減税特設サイト」をご覧ください。

嫌いなことをやれといわれてやれる能力は、後で必ず生きてきます。 イチロー

裏面につづきます。

源泉所得税納期特例事業者の方… 半年分の納付期限は7月10日

従業員の皆さんから預かっている源泉所得税。「源泉所得税の納期の特例」の届け出を出されている事業者の方は、1月～6月分の半年分を7月10日までに納付しなければなりません。忘れないようにしてください。



※給与の支給人員が常時10人未満の源泉徴収義務者は、源泉徴収した所得税および復興特別所得税を、半年分まとめて納めることができる特例があります。

この特例を受けるためには、事前の申請が必要です。

尚、今回から「定額減税」が実施されます。6月1日以後に支払う給与・賞与に対する源泉徴収税額から、その時点での定額減税額を控除しなければなりません。ご注意ください。

令和6年度全国安全週間

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で97回目を迎えます。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されて来ましたが、この努力により労働災害は長期的に減少しているところですが、令和5年の労働災害については、死亡災害は集計開始以降最少となった前年を下回る見込みであるものの、休業4日以上死傷災害は前年同期よりも増加しており、過去20年で最多となった令和4年を上回る見込みで、平成21年以降、死傷者数が増加に転じてから続く増加傾向に歯止めがかからない状況となっています。

特に、転倒や腰痛といった労働者の作業行動に起因する死傷災害が増加し続けており、死亡災害については墜落・転落などによる災害が依然として後を絶たない状況にあります。

また、労働災害を少しでも減らし、労働者一人ひとりが安全に働くことができる職場環境を築くためには、昨年3月に策定された第14次労働災害防止計画にもとづく施策を着実に推進することが必要であり、計画年次2年目となる令和6年度においても、引き続き労使一丸となった取り組みが求められます。



☆令和6年度スローガン☆

「危険に気付くあなたの目 そして摘み取る危険の芽
みんなで築く職場の安全」

○安全週間期間 令和6年7月1日(月)～7日(日)

○事業所が全国安全週間及び準備期間中に実施する事項

- ①安全大会等で経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
- ②安全パトロールによる職場の総点検の実施
- ③安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信

- ④労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族の協力の呼びかけ
- ⑤緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
- ⑥「安全の日」の設定のほか全国安全週間及び準備期間にふさわしい行事の実施



全国安全週間を契機として、労働災害防止の重要性について、経営トップの認識をさらに深めていただくと同時に、安全活動を着実に推進していただきますようお願いいたします。

下呂市中小企業持続化支援事業補助金

◇募集期間 令和6年5月1日(水)～ ※予算上限に達し次第終了

◇補助対象事業

業務効率化(生産性向上)、売上向上、販路開拓、事業承継を図る事業



◇補助対象経費

- ①事業所等改装費
- ②事業用車両購入・改装費
- ③設備及び備品購入費
- ④広報費
- ⑤ウェブサイト関連費
- ⑥展示会等出展費
- ⑦新商品開発費

※補助対象とならない経費

通常の事業活動のための経費、単なる取替え更新等の経費、市外事業所での事業活動に使用する経費 など

◇対象者要件

- ①市内の商工会の会員であること。
- ②市内に事業所を有し、現に市内で事業活動を行っていること。
- ③市税を完納していること。

◇補助金額(1事業者あたり同一年度 上限10万円)

補助対象経費の2/3以内(1,000円未満切捨て)

◇問合せ先 ・下呂市観光商工部商工課 0576-24-2222

・下呂商工会

設備投資を応援します! 設備投資税制優遇措置

中小企業者等が設備投資を行った場合、国は生産性を高めるような設備等の取得を支援する観点から、税制優遇措置を設けています。



◇中小企業経営強化税制

中小企業等経営強化法の認定を受けた「経営力向上計画」に基づき、一定の設備の取得をした場合に即時償却または取得価格の10%が税額控除できる制度。(所有権移転外ファイナンス・リース取り引きにより導入した設備は税額控除のみ)

◇中小企業投資促進税制

中小企業等経営強化法の認定がなくても活用できるが、中小企業経営強化法とは対象設備が異なる。

この他、設備投資促進に関する税制優遇制度があります。

※各制度の詳細は、「国税庁」のホームページをご覧ください。またファイナンス・リース取引については「リース事業協会」のホームページもご覧ください。

《商工会からのお願い》

6月25日(火)に、商工会費1期分を指定口座より引き落としさせていただきますのでよろしくお願い致します。